



令和元年8月26日

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 岩崎 徹也



長野地方最低賃金審議会の意見(答申)に関する異議の
申出について(答申)

標記のことについて、一般社団法人長野県タクシー協会及び長野県労働組合連合会から、それぞれ令和元年8月20日及び令和元年8月23日付けをもってなされた最低賃金法(昭和34年法律第137号)第11条第2項に基づく異議の申出に関して、令和元年8月26日付けをもって貴職から意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和元年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。